Ⅲ 各表の記載の仕方

別表一の二(一) 「各連結事業年度の連結所得に係る申告書一普通法人(特 定の医療法人を除く。)の分」の申告書

1 この表の用途

この表は、普通法人である連結親法人が、連結確定申告又は仮決算による連結中間申告をする場合に使用します。

ただし、措置法第 68 条の 100 第 1 項 ((特定の医療法人である連結親法人の法人税率の特例)) に係る措置法第 67 条の 2 第 1 項 ((特定の医療法人の法人税率の特例)) の規定により承認を受けた医療法人である連結親法人が連結確定申告又は仮決算による連結中間申告をする場合には、別表一の二回の申告書を使用してください。

2 各欄の記載要領

(1) 一般の場合

欄	記	載	要	領	注	意	事	項
「連結親法人名」及び 「代表者自署押印」					てく <i>†</i> 正本(ごさい。 には必	ガナを この ^は ず代表 てくだる	場合、 そ者が
「同非区分」	年度である場 判定した区分 (2) 当期が平成	場合には、旧 分を○で囲ん 対18年4月 が場合には、	i別表二の いで表示しる 1 日以後に 別表二の	開始する連結事 「判定結果 18」				
「旧納税地及び旧法人 名等」	動があった場合法人であった活る場合には旧紀を、本店又は当	会又は合併治 生人)の最後 内税地又は旧 とたる事務所 に店又は主た	法人が被合 後連結事業 日法人名(所の所在地 こる事務所	と納税地とが異 の所在地を記載				
「※税務署処理欄」	の一覧表の「追	上金額」欄に 連結親法人及 欄における	こついては 及び連結子	せん。 、個別帰属額等 法人の個別帰属 額」欄の金額を	事業なり、る事務	者免税 また和 多の効率	は、消費 点の参 税務署に 率化にも	考と こおけ らつな

欄	記	載	要	領	注	意	事	項
		願い	してい	ます。				
別表等要送付要否	るため、翌連組 科目内訳明細語 をします。	店事業年度以 書の送付が不 不要」として 降、別表セッ	は降、別表で 要な場合は ている連結 にいる連結 にいる連結 にいる連結 にいる連結 にいる連結 にいる連結 にいる連続 にいる連結 にいる連結 にいる連結 にいる連結 にいる連結 にいる連結 にいる にいる にいる にいる にいる にいる にいる にいる にいる にいる	、「否」欄に(現法人が、翌週 けが必要となっ	Ē D			
税理士法第30条の書面提出有の2の書面提出有	税理士法第: 33条の2(計 添付)に規定 は、該当する相	算事項、審査 する書面を	董事項等を言 申告書に添					
「連結事業年度分の申告書」	区分に応じてると記載します。	それぞれ「連 後申告書であ	結確定」又 る場合には	コ間申告書とのは「連結中間 は「連結中間 、「期限後連約	p 告 更 に 「 「 「	書であまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	月 平成 月 期間を	には、年日日日
「リース特別控除取戻税額5」	の認でるい ① 取額	去第 4 条の前 3 条の前 3 金記 条 4 条の前 3 金記 数 0 の 3 を記 条 合 の 3 を 3 を 3 を 3 を 3 を 3 を 3 を 3 を 3 を 3	2 ((連属) だり では	連結事業年の税額に加算っ	新紙 く ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	軍に関す	、その名	田を別

欄	記	載	要	領		注	意	事	項
	取り消された 用機械等に係 ⑥ 措置法第 ⑥ 期消された 営革新設備等 ⑦ 措置法第 の り消された 税額》	こ場合の 68条の14 58条ののる15 68条の情報 と 12項 12項 12の 12の 12の 12の 13の 14の 15の 15の 15の 15の 15の 15の 15の 15の 15の 15	額》 第7項(連 縄の特定中 人税項(連結 第7項(連結 事 132条() 場合等に設 場合により 場合により で成18年改 結納税の承	或における 記結 が は が は が に が が 特別 な が に 係 人 が 特別 な が に な が に な が に な が に な が に な が に な が に な が に な が に な が に な が に な で で と が に な で が に な で で と が に な で か に ひ で と が に な か に な で か に ひ で の に ひ で か に ひ で の に ひ で の に ひ で か に ひ で の に ひ で の に ひ で の に ひ で の に ひ で の に ひ で の に ひ で の に ひ で の に ひ で の に ひ で の に ひ で の に ひ で の に ひ で の に ひ で の に ひ で の に ひ で の に ひ で で で で で で で で で で で で で で で で で で	エ 忍の を去 青刑効去業 を経 取人 報控力第				
「法人税額計10」	措置法第 68 の支出がある。 40%相当額をさ す。	場合には、	使途秘匿金	金の支出の額	質のしま	12」及 に対す 欄の記 このタ	及び「鬼 する法」 記載に 外書き 0」に言	、「控照 ・	吉所得 13」の ては、 :金額
「仮装経理に基づく過 大申告の更正に伴う控 除法人税額11」	当期が仮装網 日の属する連絡 項に規定する通 の日から 5 年 かつ、その更正 る法人税額の されていない会 ます。	吉親法人事 連結親法人 以内に開始 Eの通知書 うち前期以	業年度(法第事業年度をい した連結事 に記載される 前の法人税	第15条の25いいます。) 業年度でありた繰越控除る額からまだ技	第1 開始 (2) に ない				
「差引連結所得に対する法人税額13」	この金額が なる場合は記載			又はマイナン	スと				
「連結中間申告分の法 人税額14」	この申告が過告により納付っ	,						納付の	
「差引確 連結中間申 定法人 告の場合は	この金額が なる場合は記載								

欄	記	載	要	領		注	意	事	項
税額 その税額と し、マイナ (13)ー(14) スの場合は、 (17)へ記入 15」	ナスの金額は	「連結中間網	呐付額 17」	に記載しまっ	す。				
「この申告による還付 金額」の各欄	この申告がi 等の還付金額、 欠損金の繰戻 それぞれの金額	連結中間が	納付額の還位 付請求税額	寸金額又は	連結				
「連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額18」	この申告が付には、還付請求 移記します。				書に	日日連合いよ適散なき結るをかま結にてる格を事、欠還受	っで事よ異解分余実に員付け平の業、散散割きが第金》る成間年海等及型まあ81ののこ	뷫20 に度親適び分する条繰規と意4年年終で法格合割)との戻定がし年3了あ人合併後のき3しのでて	月するに併類の特を11に適き31る場つに似解別除連よ用ま
「(1)の金額又は800万円 × 12 相当額のうち少 ない金額30」から「連 結所得金額32」までの 各欄	当期末におけれる 1 億円以下のは しない連結親語記載します。	車結親法人	又は資本若	しくは出資	を有合に	金の名 が1億 法人2 合に場合	類又は 誤円を 起 みび相 は、「そ よる」(に ないに に はこれに ここは に ここに に に に に に に に に に に に に に に	おける金運え会社の記載しな	の結果の法への法へ
「(1)の金額又は800万円 × 12 相当額のうち少 ない金額30」	分子の空欄/ 1月未満の端数 なお、この 満の端数があっ 額を記載しまっ の 1,000 円未	なは切り上に 章式により る場合には、 すが、そのか	「ます。)を 計算した金額 ・その端数 ² 端数が「1」 ⁶	記載します。 質に 1,000 を切り捨て7 の連結所得る	円未た金額				

欄	記	載	要	領	注	意	事	項
	切り上げた金	金額を記載し	ます。					
「還付を受けようとす	「計 19」	の還付金額に	こついて、取	引銀行などの預	連	結欠損	金の縟	臭戻し
る金融機関等」	貯金口座への	の振込みを希	i望される場	合は、その取引	によ	る還付	請求稅	絶額が
	銀行等の名称	5、預貯金口	座名及びそ	の口座番号を記	ある。	ときは、	、別に遺	景付請
	載してくだる	さい。日本郵	『政公社の通	常貯金口座への	求書の	の提出が	が必要	です。
	振込みを希望	望される場合	は「貯金記	号番号」にその				
	通常貯金口層	座の記号番号	ーのみを、郵	便局窓口での受				
	取を希望され	れる場合は支	払を受けよ	うとする郵便局				
	名のみを記載	載してくださ	Vio					

(2) 修正申告の場合

(1)によるほか、次により記載します。

(1)によるほか、次に	こより記載しよ	7 0							
欄	記	載	要	領		注	意	事	項
「連結事業年度分の 申告書」	空欄には、i 区分に応じて- 連結中間」とi	それぞれ「何							
「連結中間申告分の法 人税額14」	この申告前の 付額の還付金額 除する前の連 す。	額がある場合	合にも、その	の還付金額	頁を控				
「所得税額等の還付金額16」又は「連結中間納付額17」						るか		を受け に関係	
「連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額18」	既に還付を登まり確定した。還付を受ける。場合、既に還付して還付加算金はによる還付金額による。記載します。	車結欠損金額 べき金額を2 付を受けたる の支払を受り	類を基礎と 本書に記載 金額のほか、 ナていると	して計算さ しますが、 、その還付 きは、この	される この けに際 り 申告	同_ 修正 環 に対 30	上の還作 三申告に 寸を受け 対応する 1,000円 =18,1 で の の の の の の の の の の の の の	対加算金 30, よる還作 300, けるべき 5還付カ × 300, × 300, 500,	000円 000円額 000円額円額金 000円額の金 000円額金 000円額金 000円額金 000円
「法人税額23」	この申告前の	の申告書の	「15」の金額	額を記載し	ょす			,,	

欄	記	載	要	領		注	意	事	項
	が、この申告場合には、更の「差引連結結中間申告分す。	正決定通知	書の「更正図る法人税額」	(は決定の金	額」ら連				
「還付金額24」	この申告前 既に還付され を加算した金 は決定後初め 知書の更正又 付金額との合	た連結欠損 額を記載し てのもので は決定後の	ますが、このある場合には還付所得税額	こよる還付金の申告が更正ま、更正決定	金額正又定通	による 環付が けてい 環付が	る還付加算金	金の繰金額にの支払合には、の額を	つき を受 その
「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 25」	場合」の各欄 の金額を記載 未満となると (1) 「15」と 額から「23 (2) 「15」と の金額と「 (3) 「19」の2	のうち記載 します。こ きは記載と 「23」と 「24」の本 24」の本書 本書と 24」 本書と 額か	の場合、その ないでくださ ある場合にい 控除した金額	欄に応じて、 つ金額が 100 さい。 は、「15」の 関 計額 さある場合に	次) 円 の金 -15」 -15」				
「連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額18」から「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額25」までの外書	よる還付金額 あり、かつ、 い場合に限り (1) 「18」及 の還付請求 (2) 「24」に きします。 (3) 「25」に	がる そのに い が 「19」に 税額 と の は 、 こ 24」	ったことに。 による還付z 記載します。 は、この申行 きします。 告前の還付記	よる修正申号 が行われてい 告による減少 請求税額を外 額から「19」	告い 少 外				